（その１）

収支報告書

平成26 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　ふなだはじめをしえんするせいねんのかい

1 政治団体の名称　船田元を支援する青年の会

2 主たる事務所の所在地　宇都宮市一の沢1-2-6
（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　（姓）宮﨑　（名）和典

4 会計責任者の氏名　（姓）神山　（名）昌彦

事務担当者の氏名　（姓）文蔵　（名）節子
（電話）028-666-8916
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）船田　（名）元
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

入力 5/15

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	8,302,289
（前年からの繰越額）	4,987,289
（本年の収入額）	3,315,000
支　出　総　額	1,911,666
翌年への繰越額	6,390,623

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	3,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,000,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	その他の事業	315,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	315,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
1	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/1/27	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
2	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/2/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
3	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/3/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
4	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/4/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
5	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/5/23	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
6	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/6/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
7	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/7/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
8	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/8/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
9	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/9/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
10	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/10/24	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
11	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/11/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
12	自由民主党栃木県第一選挙区支部	250,000	H26/12/25	宇都宮市一の沢1-2-6	船田元	
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	3,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	600,000	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	22,760	0	
(4) 事務所費	128,982	0	
小計	751,742	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,159,924	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,159,924	0	
合計	1,911,666		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	コピー機修理代	18,900	H26/3/11	リコージャパン	宇都宮市問屋町3172-10	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	3,860				
	合計	22,760				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	監査料	54,000	H26/6/25	松井由和税理士事務所	宇都宮市今泉町522	
2	第一種定形	20,828	H26/12/25	日本郵便	千代田区霞ヶ関1-3-2	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	54,154				
	合計	128,982				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	花代	15,750	H26/3/31	花久	宇都宮市山本1-9-4	
2	花代	15,750	H26/3/31	花久	宇都宮市山本1-9-4	
3	花代	31,500	H26/3/31	花久	宇都宮市山本1-9-4	
4	花代	14,580	H26/5/13	ユニオントレード	宇都宮市駒生町1417-17	
5	どら焼き	11,500	H26/6/27	斎藤商事	宇都宮市曲師町3-9	
6	生花	15,000	H26/11/18	㈱アルーテ	真岡市熊倉町4959-1	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	187,508				
	合計	291,588				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	弁当代	10,350	H26/8/6	匠屋	宇都宮市駒生1-2-17	
2	飲食代	14,926	H26/11/27	柳庵	宇都宮市下戸祭2-2-6	
3	飲食代	34,387	H26/12/1	居酒屋ざる	宇都宮市上大曽町362-1	
4	飲食代	26,848	H26/12/3	安東	宇都宮市戸祭元町3-3	
5	飲食代	25,810	H26/12/7	焼肉ラウンジ	宇都宮市下戸祭1-5-9	
6	飲食代	33,880	H26/12/8	遊食屋	宇都宮市戸祭元町20-1	
7	飲食代	20,790	H26/12/10	居酒屋ざる	宇都宮市上大曽町362-1	
8	飲食代	19,030	H26/12/12	柳庵	宇都宮市下戸祭2-2-6	
9	飲食代	91,540	H26/12/13	焼肉ラウンジ	宇都宮市下戸祭1-5-9	
10	飲食代	12,000	H26/12/13	野良Ⅱ	宇都宮市泉町1-3	
11	飲食代	30,200	H26/12/14	カラオケ居酒屋	宇都宮市本町1-19	
12	飲食代	34,700	H26/12/14	柳庵	宇都宮市下戸祭2-2-6	
13	飲食代	73,624	H26/12/15	九州男児	宇都宮市中戸祭町828-1	
14	飲食代	38,880	H26/12/26	あら玉	宇都宮市馬場通り4-1-1	
15						
	その他の支出	54,657				
	合計	521,622				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					大会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	お茶（飲み物代）	15,456	H26/8/19	日光ゆば製造	宇都宮市下荒針町3485	
2	ボウリングゲーム代	267,100	H26/8/19	宇都宮第二トーヨーボウル	宇都宮市滝の原2-4-40	
3	飲食代	18,000	H26/8/19	バルデリオ	宇都宮市桜2-3-4	
4	花代	16,000	H26/8/19	花久	宇都宮市山本1-9-4	
5	花代	20,000	H26/8/19	花久	宇都宮市山本1-9-4	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	10,158				
	合計	346,714				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

5月7日

[redacted]

政治団体の名称　船田元を支援する青年の会

会計責任者の氏名　神山　昌彦　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２７年　５月　７日

船田元を支援する青年の会
代表　宮崎　和典　殿

登録政治資金監査人　松井由
登　録　番　号　　第９７４号
研修修了年月日　平成21年４月21日

1　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、船田元を支援する青年の会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、船田元を支援する青年の会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

船田元を支援する青年の会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、船田元を支援する青年の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上